

自転車安全利用五則



② 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認

④ 飲酒運転は禁止

「酒気帯び運転」は、最大で3年以下の懲役又は50万円以下の罰金です!



① 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先



③ 夜間はライトを点灯

反射材等も身に着けましょう!

令和6年11月1日改正道路交通法施行

※運転中のながらスマホは禁止です!

自転車運転中のスマートフォン等の使用は最大で1年以下の懲役又は30万円以下の罰金です!

自転車は2秒ほど
スマホを見ている間に
約10mも進んでいます!



⑤ ヘルメットを着用

大人もみんながかぶりましょう!

九都県市一斉 2025年5月1日(木)～5月31日(土)

自転車マナーアップ強化月間

自転車に乗る前に自転車の点検整備をしましょう! 自転車保険等への加入も忘れずに!
※各種保険等の特約で加入できる場合もあります。

首都圏自転車安全利用対策協議会

埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・横浜市・川崎市・千葉市・さいたま市・相模原市

自転車も
のれば
車の
なかま
いり